

砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について

1 概要

砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業については、令和 5 年度より複合施設としての整備を進めてまいりました。しかし、工事の進捗が遅れていることから、本工事の工期である令和 7 年 9 月 30 日までの工事完成が困難であることが判明した。このため、受注者との協議を踏まえ、工期を令和 7 年 10 月 31 日に変更するとともに、新施設の供用開始は、関係各所と協議し日程を決定することとする。

2 工期延長の理由について

建替え工事（建築・解体、電気設備、機械設備、昇降機設備）の建築・解体工事受注者が工事をスケジュールどおり進められない状況にあり、原因として下請け業者等との事前調整が出来ないこと、そのことにより施工図・施工計画書が遅れることから、他の工事受注者とのスケジュールの調整が難航していたため。

3 工期延長による影響について

（1）開設準備等について

- ①砂川の歴史と文化の展示の施工は、本体工事引渡し・検査完了後に約 1 ヶ月間必要なため、工期の変更及び作業日程の調整を行う。
- ②初度調弁（什器備品・消耗品）について、契約履行期限の延長及び納品日程の調整を行う。
- ③事務機能及び保管品等の引越し日程の調整を行う。
- ④供用開始後に行う施設管理業務の各種委託契約業務開始時期の調整を行う。
- ⑤施設内の各機能を所管する子ども家庭センター・市民協働課と開設準備の調整を行う。

（2）契約の変更等について

- ①建替え工事（建築・解体、電気設備、機械設備、昇降機設備）工期延長
- ②工事監理委託 工期延長
- ③展示制作委託 工期延長
- ④初度調弁（什器備品） 契約履行期日の延長

4 その他

- （1）9 月議会の契約議案として、建替え工事（建築・解体、電気設備）の工期を契約変更
- （2）工期延長のお知らせ（ホームページ、チラシ等による周知）